

## 第24期第38回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年7月5日(水曜日) 13:30～14:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員

なし

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主任	井上貴清
会計年度任用職員	東聖也		

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 令和5年度新居浜市農業委員会業務報告等について



13時30分開会

### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。委員、全員出席であることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

### 【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

本日は全員出席ということで、ちょうどこの会が24期の最後の会となります。

この24期の委員さんは、本来なら春には先進地視察研修、年度末にはみなさんで集まって情報交換会等をしたはずなのですが、コロナの影響で一切行うことができませんでした。残念な部分もありますが、これは仕方ないことだと思います。普段の活動は、みなさんいろいろと取り組んでいただきました。

それでは、ただいまから第38回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第6号まで、農政関係は「令和5年度新居浜市農業委員会業務報告について」、「第24期新居浜市農業委員会親睦会会計の精算について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において、伊藤繁次郎委員と土岐若水委員を指名いたします。両委員さん、よろしくお願ひいたします。

これより、農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号までは決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が2件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

### 【藤田次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田1筆、1,418㎡でございます。

2ページをお開きください。

63番の1-1さんの1件でございます、新規設定が1件。期間は3年3ヶ月、利用権の種類は使用貸借権となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、63番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

**【井上主任】**

議案第2号については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更申請で、2番の1件です。

4ページをお開きください。

2番、実施主体は2-1さん。

内容は、農業委員会総会にて平成31年2月5日付けにて承認、令和5年5月8日付けにて変更承認を受けた内容から、農地面積が変更となるもので、変更後の農地につきましては、お手元に配布しております別紙1「特定農地貸付けの用に供する農地一覧」のとおりとなります。

今回の申請につきましては、一部農地の合意解約に伴い面積が減少するもので、周辺の農地への影響はなく、貸付規程等の変更もないことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の承認要件には影響しないものと考えま

す。

御審議、よろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

**【井上主任】**

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は1件です。

6ページをお開きください。

3番、下泉町一丁目、畑3筆、面積636㎡、借人は市内在住の3-1さん。

借人はこれまで、申請地を所有者から委託を受けて耕作しており、今回、所有者が相続人となったことに伴い、これまでの管理委託ではなく、耕作権として使用貸借権の設定をする目的で、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員の高橋征三委員から報告をお願いいたします。

**【高橋委員】**

現時点では、現地はとうもろこしとさつまいもとすいかを作付けしている状況でございます。元々、田でしたが今は畑で、今後も畑として利用していくとのことです。

本人さんとちょうどお会いしてお話したのですが、許可を出しても問題ないと思われました。

御審議の程、よろしくをお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

**【井上主任】**

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は4件です。

8ページをお開きください。

13番、上原三丁目、畑1筆、面積1,239㎡、譲受人は市内在住の4-1さん。

譲受人はこれまで小作人として申請地を耕作しており、今回、小作地の自作化を図る目的で農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは引き続き果樹及び季節野

菜を予定しております。

14番、上原三丁目、畑1筆、面積753㎡、譲受人は市内在住の4-2さん。

譲受人はこれまで小作人として申請地を耕作しており、今回、小作地の自作化を図る目的で農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは引き続き果樹及び季節野菜を予定しております。

9ページを御覧ください。

15番、船木字高祖、畑1筆、面積856㎡、譲受人は市内在住の4-3さん。

譲受人は新規就農として先月6月5日付けの総会で3条許可となった2反ほどの農地で耕作を開始しており、今回、経営規模拡大を図る目的で申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

16番、黒島二丁目、畑2筆、合計面積661㎡、譲受人は市内在住の4-4さん。

譲受人はこれまで家族の耕作の手伝いを行っており、今回、自身で新規に営農を開始するにあたり、父所有の申請地の贈与を受けるため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは果樹及び季節野菜を予定しております。

以上、13番から16番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙3の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### 【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、13番及び14番は伊藤繁次郎委員から、15番は藤田隆委員、16番は井下八郎委員からそれぞれ報告をお願いいたします。

まず、伊藤委員お願いいたします。

#### 【伊藤委員】

それでは、報告いたします。

2件につきましては、隣同士の土地です。現地を調査いたしまして、現在は果樹等がありますが、耕作がいつでもできるようにトラクターで耕耘しておりました。地域との調和要件も満たしており、今後も続けて作付けができると思います。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、藤田委員お願いいたします。

【藤田委員】

御報告させていただきます。

申請地は、先月申請した土地の隣接地になります。現地調査をし、譲受人ともお話ししました。現地は草刈りがきちんとされていて、いつでも耕作できる状態でした。今後は、先月と同様に季節野菜を作る予定とのことです。

近隣への影響も無く、境界もはっきりしているので特に問題ないと思います。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、井下委員さんお願いいたします。

【井下委員】

現地を確認いたしまして、申請者は現在も畑として耕作されております。引き続き、利用される予定であります。これまでも譲受人の父が耕作していた農地であることから、地域との調和要件についても問題ないと思います。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、13番から16番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

10ページを御覧ください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

**【井上主任】**

議案第5号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

11ページを御覧ください。

9番、宮原町、畑2筆、申請人は5-1さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

**【井上主任】**

議案第6号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は17件です。

13ページを御覧ください。

89番、船木字上長野、田1筆、譲受人は6-1さん。

内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判

断され、権利区分は所有権移転です。

90番、土橋二丁目、畑1筆、譲受人は6-2さん。

内容は賃貸共同住宅1棟342.22㎡、一体利用地として、宅地472.66㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

91番、中西町、畑1筆、譲受人は6-4さん。

内容は自己住宅1戸63.34㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

92番、坂井町一丁目、畑2筆、譲受人は6-6さん。

内容は賃貸共同住宅1棟280.12㎡、一体利用地として宅地247.93㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

93番、外山町、畑2筆、譲受人は6-7さん。

内容は自己住宅1戸82.28㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

94番、角野新田町一丁目、畑1筆、譲受人は6-8さん。

内容は建売住宅1戸122.55㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページをお開きください。

95番、田の上三丁目、田1筆、譲受人は6-9さん。

内容は自己住宅1戸104.34㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

96番、宇高町三丁目、田2筆、譲受人は6-10さん。

内容は自己住宅1戸133.53㎡、農地区分は農業振興地域整備計画の農用地区域内農地からの除外がされており、その他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

97番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は6-12さん。

内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

98番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は6-13さん。

内容は自己住宅1戸177.67㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

99番、東雲町三丁目、畑1筆、譲受人は6-14さん。

内容は宅地分譲3区画、一体利用地として、宅地73.56㎡があり、農地区分は用途

地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

100番、大生院字戸屋鼻、畑1筆、譲受人は6-15さん。

内容は自己住宅1戸95.23㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

17ページをお開きください。

101番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は6-16さん。

内容は自己住宅1戸101.11㎡、一体利用地として、宅地71.89㎡があり、農地区分は昭和41年に土地改良事業である圃場事業が実施されたため第1種農地と判断されますが、例外許可事由の集落接続に該当します。権利区分は所有権移転です。

102番、多喜浜二丁目、田5筆、譲受人は6-17さん。

内容は事務所、倉庫538.50㎡及び駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

103番、庄内町三丁目、田1筆、譲受人は6-18さん。

内容は宅地分譲3区画、一体利用地として、宅地247.96㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

104番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は6-19さん。

内容は特定建築条件付宅地分譲3区画、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

105番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は6-20さん。

内容は露天資材置場、一体利用地として、宅地735.74㎡及び雑種地1,201㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は賃借権で期間は3年の一時転用です。

以上、89番から105番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、89番から105番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

19ページをお開きください。

「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」を事務局から報告をお願いいたします。

**【井上主任】**

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、5番、7-1さんから農地所有適格法人報告書が提出され、議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続きまして、20ページをお開きください。

「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を事務局から報告をお願いいたします。

**【藤田次長】**

引き続き農業経営を行っている旨の証明について、御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6第32項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。

納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中3年ごとに、引き続き納税猶予農業経営を行っている旨の証明等を添えて、税務署に届け出ることとなっております。

第5番の1件でございます。

高津町、宇高町、田15筆、面積は計12,725㎡、相続人は8-1さん。

被相続人は8-2さんです。

相続開始年月日は、平成25年8月17日。地元委員岡田充委員と事務局が該当農地を現地調査して、適正に運営されていることを確認いたしました。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続きまして、21ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

～休憩～

**【藤田会長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

本日の議題は、報告事項が2件となっております。

1ページを御覧ください。

令和5年4月から令和5年7月までの業務について報告します。

まず、(1) 会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が毎月、東京第一ホテル松山で開催され、私、藤田幸正が出席し、農地法第4・5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、5月30日に全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、私、藤田幸正が出席いたしました。その他については、資料のとおりですのでお目通しください。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を1回開催しました。

次に、(2) 総会及び農政関係の開催状況、2ページには、(3) 農地関係の開催状況を記載しておりますが、資料のとおりですのでお目通しください。

次に、3ページのイの農地の権利移転・設定状況、4ページのウの農地の転用取扱状況につきましても資料のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明状況につきましては、該当ありませんでした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、転用確認書交付証明5件、農業用施設証明5件、その他諸証明8件でした。

カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

次に、5ページを御覧ください。(4)の事務局報告についても資料のとおりですので、お目通しください。

以上で、業務報告を終わります。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、「第24期新居浜市農業委員会親睦会会計の精算について」ですが、親睦会会計の精算及び監査報告がございます。

事務局から説明お願いいたします。

**【中島係長】**

それでは、農業委員会親睦規約第7条の規定により、第24期新居浜市農業委員会親睦会の会計につきまして報告させていただきます。

6ページを御覧ください。

<親睦会会計について説明>

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

それでは次に、監査報告を曾我部会長代理、お願いいたします。

**【曾我部会長代理】**

それでは、監査報告いたします。

監事を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

監事事務局長原道樹と私、2人は農業委員会事務局におきまして、令和2年7月から令和5年6月までにおける当親睦会収支の状況を監査いたしました結果、いずれも正確かつ適正に事務処理がなされており、相違ないことを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

以上で、監査報告を終わります。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

それでは、この親睦会の精算に関しまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

御意見、御質問がないようでございますが、この会計報告を承認させていただいてよ

ろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、監査報告については承認させていただきます。

先程、事務局から説明がありましたように、第24期農業委員会親睦会費につきましては、残金がございます。

そこで提案ですが、今回も前回同様、第25期の親睦会に同程度の金額を繰り越し、残りの金額を委員に変換したいと思います。還付金につきましては、委員の人数で按分して計算させていただきたいと思いますが、みなさん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、第25期に繰り越す金額は、前期の繰越金と同程度及び委員に返還する額につきましては、人数で按分するという方法で、その返還方法につきましては、事務局に一任したいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、事務局より返還方法について説明をお願いいたします。

【中島係長】

それでは、残金の返還方法について、説明させていただきます。

<返還方法の説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、「3年間で振り返って」でございます。

最後の総会でございますので、この3年間の委員としての活動を振り返って、感じたことをみなさんに一言ずつお願いしたいと思います。

それでは、片上委員から順次お願いいたします。

**【片上委員】**

3年間、お世話になりました。

ひとつだけ、コロナのこともあって懇親会ができず、本音で話したかった部分もあったのですが、その辺が惜しいなと思っております。

どうも、ありがとうございました。

**【岡田（充）委員】**

農業委員として3年間を振り返ってですが、耕作放棄地の増加を防止するため、特にポピーやコスモス等の景観形成作物の育成に取り組んできました。保育園児を招待し、花摘みをしました。目的は、少しは達成されたかなと思います。

**【村上委員】**

3年間、お世話になりました。

この3年の間、ますます鳥獣被害に悩まされております。今後、どうなるかわかりませんが、引き続き対策していきたいと思っております。

どうも、ありがとうございました。

**【塩見委員】**

令和2年から、初めて農業委員をすることになりました。

最初の1、2年は、なかなか慣れない部分が多かったですが、今年ぐらいからみなさんと仲良く話をできるようになってきたかなと思います。

感じたことは、やはり高齢化が多く後継ぎがいない。年末の台帳調査でも、どうにかしてくれないかと言われたこともあるが、なかなかその辺が難しいことが改めて課題だと感じましたので、これからどうするか考えていきたいと思っております。

**【寺尾委員】**

あっという間の3年間という思いがいたします。

その間、景観作物等、みなさんにいろいろお世話になりました。

長い間、ありがとうございました。

**【横井委員】**

3年間、ありがとうございました。

私は、花を植えたりするのが好きで、園児招待をしたことが一番印象に残っております。また、それをもっと広げていけるようにしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

**【藤田（健） 委員】**

農業委員をして、なんと難しい問題が多いなと感じました。

農業委員は今から大変だと思います。農業委員の活動時間を1ヶ月10日、年間180日という目標を出してきているのを見ると、ますます3年で本当にそんなことやれるのかという心配もありますが、農業委員会あつての農地なので、今後も残った人には頑張っていたきたいと思います。

いろいろ、ありがとうございました。

**【宇野委員】**

3年間、ありがとうございました。

農業委員になって、いろいろ農地パトロール等、農地の調査がかなり難しくなっています。いろいろわかったこともありますが、なかなか難しかったです。

これから委員になる方も大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

**【古川委員】**

全部で3期、9年間させていただきました。その間いろいろなことがありましたが、みなさんからのお声かけもありまして、たくさん関わりもありました。これからは、それを大切にしていきたいと思います。

大変、お世話になりました。ありがとうございました。

**【高橋（征） 委員】**

この3年間、ありがとうございました。

過去を振り返りますと、昭和53年に初めて農業委員をしてから、3年間隔でさせていただきました。

3年間で一番感じたことは、今までは違反転用がすごく多かったですのですが、この3年間は非常に少なかったように思います。これはやはり、違反転用はいけませんということがだいぶ浸透したのではと思います。

この3年間、本当にありがとうございました。

**【小野（春） 委員】**

3年間、ありがとうございました。

農業委員を経験させてもらって、以前よりも農業委員の役割分担というのが難しくなっているように感じております。

調査で家庭訪問しても留守が多く、何度も行かないといけない。耕作放棄の苦情も農業委員の方にもきています。

以前と比べたら、農業委員の仕事は大変になってきていますので、いわゆる評価をもっとしてほしいと思います。

ありがとうございました。

#### 【曾我部委員】

私、会長代理を3年間させていただきました。

みなさまご存知のとおり、新居浜はどんどん農地が減って行って、次の改選のときには農業委員の数も減るだろうといわれております。

国内の自給率が低い、何も対策がありません。耕作放棄地を無くして、保全管理がきちんとできていれば1反あたりいくら出しますよといったことも、以前は出てきていましたが、そういったことは今はなくなりました。こういったことを、国にいろいろ申し上げたいと考えたりしています。

農業する人は農地を集積して耕作したらいいと言いますが、新居浜の農地ではなかなか難しいと切に感じております。

3年間、どうもありがとうございました。

#### 【伊藤（繁）委員】

今期、初めて農業委員をさせていただきました。

私も、農業を始めて40年になりますが、一番思うのが農業者の高齢化と後継者不足です。今まで思わなかったことは、耕作放棄していても「作ってないな」ぐらいに思っていました、「どうして作らないんだろう」と思うようになりました。農業委員をさせていただいて、農地の見方も変わったと思います。

今後、よろしく願いいたします。

#### 【土岐委員】

3年間、お世話になりました。

この3年間で強く感じているのは、耕作放棄地が多くなったということです。10年前には考えられないような、草だけでなく木まで生えてきている状態でも、本人は耕作放棄している感覚がないので、管理をするよう言ってもあまり気にしていない様子で、昔の農家とは考え方が全く違うんじゃないかと強く感じました。

3年間、ありがとうございました。

#### 【伊藤（慎）委員】

3年間、お世話になりました。2期務めましたので、6年間になります。

後継者不足もありますが、退職後、農業をしてみたら結構おもしろいので、そういったことを他の人にも勧めていきました。人間、損をしたらおもしろくないので、少しで

もプラスになるように、こういった物を作ったらこれだけ収益ありますよといったことを具体的にしていけば、これからもいろんな方に勧めれると感じました。

どうも、ありがとうございました。

#### 【渡邊委員】

3年間、お世話になりました。

印象に残っているのは、圃場でポピーやひまわりを作ってきたのですが、なかなか花といえども、きれいにきちんと作るのがいかに難しいかということです。畑一面、花がきれいに咲いたというのは数えるほどで、あとは草に負けたりで満足いく結果は得られなかったので、また挑戦したいと思います。

ありがとうございました。

#### 【松木委員】

女性の立場からお世話させていただきましたが、みなさんのあとをついて行っただけの3年間だったと思います。

いろいろお世話になりました。

ありがとうございました。

#### 【山口委員】

私は農業をしていませんが、自分の地区の近所からまわって行って、何を話そうかと思いましたが、まずは顔見知りの人に年金のことから話そうと思いました。

身内にも農家がありますが、身近で後継者不足を感じております。

ありがとうございました。

#### 【神野委員】

何もわからず、3年間やってきました。農地の状況や耕作している人の話等、いろいろ農業に関わる人とお話ができたことはプラスになったかなと思います。

これからも、よろしくお願いします。

#### 【高橋（秀）委員】

どうもみなさん、3年間お世話になりました。

3年間を振り返ってみますと、何もわからず推進委員になりました。最初の年の台帳調査のときに、地元の改良区の組合員のところをまわるのですが、私のことを知らない方から「何でこんな調査に来るのか。」と言われたことが、今、思い出されます。前任者や改良区の理事長と行って、やっと話を聞かせてもらったことを思い出します。

3年間で、農地法の話はやっとわかってきたような、まだわかってないような感じ

です。

今後とも、どこかでお会いした際は、声をかけてください。

ありがとうございました。

#### 【池田委員】

事業年度の半ばから推進委員をさせていただいております。この間、学んだことは極めて有益だったと、感謝しております。

振り返ってみますと、やはり遊休農地の増加が顕著だったと感じております。令和4年度の農地パトロールで遊休農地が前年比で21.9%増加している。管内の農地面積が減少しているなかで、遊休農地が増えているという非常に厳しい情勢だと思います。このようななかで、農業委員会の役割も従来の役割に加えて、目標を設定し、その達成度を評価するような、一層高い機能が農業委員会に求められるのではないかと思います。

3年も満たない期間でしたが、大変ありがとうございました。

#### 【竹林委員】

あっという間の3年間だったと思います。みなさん、お世話になりました。

地域農業の実態を目にすることができました。時代の流れを感じました。国の自給率を見ても、これからの農政は大変だと思っております。

どうも、ありがとうございました。

#### 【眞鍋委員】

3年間、ありがとうございました。

お世話になりましたと言いたいのですが、私の地区では高齢化で、後継ぎがいない方がたくさんおります。次の推進委員のお願いにも行ったりしたのですが、なかなか農業をしていない人が多く、いませんでした。私も農業をしていますが、後継者はおりません。ですが、何とかしたいとは思っております。

ありがとうございました。

#### 【田坂委員】

コロナ禍で活動が制約されたなかでの、3年間でした。大変、お世話になりました。

私も、2期目6年間でいろいろ学習させていただきました。ある程度、知識が得られたかなと思います。ようやく、農業委員としての仕事がぼちぼちでき始めたかなという感じです。

これからも、学んだことを活かして農業委員会の活動がよい方向に行くように、頑張りたいと思います。

**【藤田（隆）委員】**

私は、今期初めて委員になって3年が過ぎましたが、船木は4人いて、諸先輩3人の背中を見ながら、駆け足で3年間走ったような感じです。

今後も、3年間3人に教えていただいたことを肝に銘じて頑張りたいと思います。

**【高橋（眞）委員】**

まず気がついたことは、高齢化で後継者がいない、それと合わせて鳥獣被害が非常に多くなって、もう農業ができないという農家が多くなりました。今後、心配しております。

お世話になりました。

**【井下委員】**

3年間、お世話になりました。

この3年間で、私も感じたのは、高齢化が進んだことと後継者がいないということです。なかなか難しいことになるのではと、危惧しております。

3年間、ありがとうございました。

**【小野（義）委員】**

3年間、いろいろお世話になりました。

神郷地区は、線路より上はイノシシはもちろんのこと、サルの被害が特にひどくなっています。家のすぐ近くまで来て、屋根に上ったり畑のカボチャを食べたり、最近ひどくなっています。それを何とかしないと、耕作ができません。そういった状況なので、頭を悩ませております。

どうも、ありがとうございました。

**【岩崎委員】**

3年間、お世話になりました。

農地利用最適化推進委員として活動して参りましたが、高齢化による離農の増加や後継者不足で、耕作放棄地が増加して景観形成にも悪い影響が生じていると思います。今後、地区の農業をどのように守っていくかが大きな課題になるのではと思っています。魅力ある生活が成り立つ農業はもちろんのことですが、まずは農業者グループ等連携して、耕作放棄地解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

**【加藤委員】**

初めて農業委員会に携わって、3年間が経ちました。初めは何もわからないまま参加

させてもらったのですが、3年間経って、農地が非常に減っているとつくづく感じております。

垣生も、今年初めてジャンボタニシの被害が出ました。こういった状況は、個人が対応するのか、地域でするのか、農協、行政を含めてするものなのか、いろんなことを考えたときに、一体にならないと農地を守れないと思います。イノシシが出たときにも、行政含めて対応していれば、これだけの被害は出てこなかったのではないかと感じています。今後ますます、民間、行政一体となって対応しないと、農地がますます減っていくのではと考えさせられる3年間でした。

どうも、ありがとうございました。

#### 【安藤委員】

初めて推進委員になって、3年経ちました。ようやく、農業と行政の仕組みというのがわかってきました。今までは、個人的に農業をしていましたが、他の方とも知り合うことができました。

本当にありがとうございました。

#### 【岡田（悦）委員】

推進委員として3年間やってきて思ったことですが、台帳調査でまわるところのほとんどが後継者がいないということで、驚きでした。

委員の中でも自分は若手ということですが、60代なので、こういったところにも高齢化が表れているのではと思います。

ありがとうございました。

#### 【藤田会長】

いろいろ、ありがとうございました。

みなさま方のお話を聞いて、やっぱり新居浜の農地を守ろうと思っていることを感じました。有害鳥獣等の被害が増えてきていますが、みなさま今後ともいろいろ考えて、個人だけではなくて、行政も含めて、大きな枠でやっていかなければいけないと思います。

今回で委員を退任される方、引き続いてされる方、それぞれ発展のためにもお力添えいただきたいと思います。

みなさま心配されておりましたが、農業委員の業務は増えてきております。遊休農地を少なくするために農地を守っていくということで、農地利用最適化推進委員の制度ができて、3期目となります。国は上からいろんなことを言うが、北海道でも新居浜でもすべて同じように決められます。これで果たしていいのか。愛媛県でも、新居浜と西条、南予の方でも、それぞれ地域の特徴があって、いろんなことを言われても難しい部分が

あります。これからやってくる人・農地プランの実質化から実行、それに地域計画という残さないといけない農地とそうでない農地のすみわけ等、言葉にすればすごいなと思いますが、心配は多いです。

昔は、農地部会は毎月あって、農政はありませんでした。地域計画は、農政の業務になります。いろいろなことを決めて、関係機関に伝えるということ、みなさん自分たちでやっていかなければと思います。

農地法が変わって、下限面積が無くなり、だれでも家庭菜園レベルで農地を取得できることになりかねないです。そのためには、農業委員さん方がしっかりと審議をして、3条はこの総会で決まりますので、余計にその辺のことを意見していただいて、農地を守っていかないといけないと思います。

国も農地を守っていくよう言うのですが、反面、下限面積を撤廃したりして、言っていることとやっていることが矛盾していることもあります。文句ばかり言っているといけなくて、我々ができることをしないといけないと思います。

これから、土地持ち非農家が増えてきて、保全管理すらできない、相続放棄したから知らないと言う人もいます。相続放棄しても、管理責任はついてきます。

みなさま方も何か聞かれたときには、そういったお声がけをしてください。

限られた農地で、食材を供給することが農家だと思うので、頑張っていたきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

みなさま、3年間本当にありがとうございました。

**【原事務局長】**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員